

## 水道管布設工事従業員名簿

氏名	営業所専任技術者 (※1)	経営業務の管理責任者 (※1)	土木一式工事主任(監理)技術者となり得る資格(※2)					水道管接続資格(※3)					緊急可能な従業員が	配給管水技装置者工事	給水主装置任技工事者			
			監理技術者	建一施設級工機土管機械木理~ 技一級	建二施設級工機土管機械木理~ 技士級	臣技术士(国土交通大)	主任土木技术者式)	(社)日本水道協会			広島認定市の水配道管局工	日本ダクタイル						
				有効期限(※4)	有効期限(※4)	有効期限(※4)	一般のみ	有効期限(※4)	有効期限(※4)	有効期限(※4)								
5																		
10																		
15																		
20																		
計			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			

・雇用している従業員のうち表中の資格所有者及び、直接工事に携わる従業員のみを対象とし、該当する欄に○印を付けて下さい。

(※1) 建設業法第7条に定められている建設業許可(土木工事業)の申請時に届け出た営業所専任技術者及び経営業務の管理責任者に○印を付けて下さい。

(※2) 土木一式工事主任(監理)技術者となり得る資格については、各人が所有する資格のうち最上位の資格にのみ○印を付けて下さい。

(※3) 水道管接続資格については、所有している資格すべてに○印をつけて下さい。

(※4) 有効期限のある資格の所有者については、各資格の枠内左側に○印を、枠内右側に有効期限を記入して下さい。

・給水管取付を含む工事を受注する場合は、広島市水道局認定の配管工あるいは給水装置工事配管技能者の資格が必要となります。

・資格の所有証明として「資格証」、「免状」又は「修了書」の写しを添付して下さい。(有効期限のある資格は、有効期限が記され、かつ有効期限が満了していないものを添付すること)

氏名	営業所専任技術者(※1)	経営業務の管理責任者(※1)	土木一式工事主任(監理)技術者となり得る資格(※2)						水道管接続資格(※3)						緊急可能な従業員が	配給管水技装能者工事	給水主装置任技工事者
			監理技術者	建一施設級工機土管機械木理~ 技一級	建二施設級工機土管機械木理~ 技士級	格一 <sup>大臣が認定する資</sup> 格士(国土交通)	技術士(国土交通)	主任土木技術者式)	(社)日本水道協会			広島認定市の水道局工	日本ダクタイ協会				
			有効期限(※4)						大(一) 口耐一 径震般 ~)	耐(一) 震般 ~)	一般のみ	有効期限(※4)	有効期限(※4)	有効期限(※4)			
5																	
10																	
15																	
20																	
計			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

・雇用している従業員のうち表中の資格所有者及び、直接工事に携わる従業員のみを対象とし、該当する欄に○印を付けて下さい。

(※1) 建設業法第7条に定められている建設業許可(土木工事業)の申請時に届け出た営業所専任技術者及び経営業務の管理責任者に○印を付けて下さい。

(※2) 土木一式工事主任(監理)技術者となり得る資格については、各人が所有する資格のうち最上位の資格にのみ○印を付けて下さい。

(※3) 水道管接続資格については、所有している資格すべてに○印をつけて下さい。

(※4) 有効期限のある資格の所有者については、各資格の枠内左側に○印を、枠内右側に有効期限を記入して下さい。

・給水管取付を含む工事を受注する場合は、広島市水道局認定の配管工あるいは給水装置工事配管技能者の資格が必要となります。

・資格の所有証明として「資格証」、「免状」又は「修了書」の写しを添付して下さい。(有効期限のある資格は、有効期限が記され、かつ有効期限が満了していないものを添付すること)